

## 別紙第2

# 勸告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとるよう勧告する。

- 1 別紙第1の3で述べた本市職員の給与と民間給与との較差（0.10%）を解消するため、給料表又は諸手当について、本市職員の実態に応じて改定すること。
- 2 期末・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げること。
- 3 この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、2については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。